

鶴ヶ島市業務継続計画

令和5年3月

部・課名

部・班名

目次

第1章 業務継続計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の概要	1
(1) 業務継続計画とは	
(2) 鶴ヶ島市地域防災計画との関係性	
3 基本方針	3
(1) 計画の基本方針	
(2) 対象組織	
(3) 対象期間	
(4) 計画の発動基準	
第2章 被害状況の想定	4
1 想定災害の設定	4
2 被害状況の想定	5
(1) 建物被害	
(2) 人的被害	
(3) ライフラインの機能支障	
3 発災条件の設定	14
第3章 業務継続体制と必要資源	15
1 権限者不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	15
(1) 権限者不在時の明確な代行順位	
(2) 職員の参集体制	
(3) 業務の実施体制	
(4) 職員の応援体制	
2 市庁舎等が使用できなくなった場合の代替施設の特定	19
3 電気、水、食料等の確保	20
(1) 電気	
(2) 職員用非常食・飲料水	
(3) その他の資源	
4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	21
5 重要な行政データのバックアップ	21

6	非常時優先業務の整理	22
	(1) 非常時優先業務の整理方法	
	(2) 非常時優先業務の整理結果	
	(3) 各課・出先機関ヒアリング	
7	現状と課題	25
	(1) 市庁舎等の耐震化	
	(2) 市庁舎の点検体制	
	(3) 執務環境の確保	
	(4) 停電時の電源確保	
	(5) 情報システムの早期復旧体制の確立	
	(6) ネットワーク環境の冗長化	
第4章	計画の推進	26
1	計画の点検・見直し	26
2	実施体制	26
資料編	27
	・職員参集予測	
	・庁舎非常用コンセント位置図	
	・公共施設状況整理シート	
	・市役所備蓄倉庫（公用車駐車場内）在庫一覧表	
	・非常時優先業務調査シート（応急業務）	
	・非常時優先業務調査シート（通常業務）	



第1章 業務継続計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

大規模地震災害時は、行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下となる。

鶴ヶ島市業務継続計画（以下「本計画」という。）は、そのような状況下においても市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活への影響を最小限とするため、災害時及び復旧時の適切な業務執行の実施を目的とした計画である。

2 計画の概要

(1) 業務継続計画とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、大規模地震災害時^{*}に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。

※一般的に、業務継続計画は災害種別を問わないものであるが、本計画では市への影響の重大度に鑑み、大規模地震災害を対象としている。

(2) 鶴ヶ島市地域防災計画との関係性

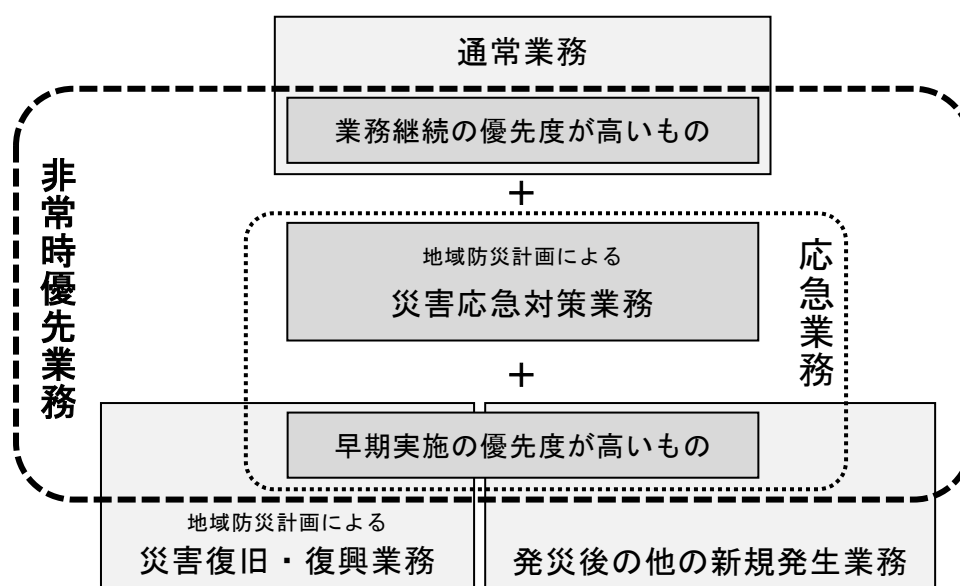
鶴ヶ島市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、震災予防から応急対策、復旧・復興まで、長期的な施策も含めた幅広い取組を定めた計画である。

一方、本計画は、行政機能の被災も想定し、あらかじめ抽出した非常時優先業務に対して、制約された資源を効率的に投入することで、大規模地震災害時の適切な業務遂行の実効性を確保するための計画である。非常時優先業務は、市防災計画に基づいた応急業務のみではなく、通常業務のうち、市民生活に重大な影響をもたらすことを考慮した継続実施や早期再開が求められる業務についても対象としている。

本計画は、業務遂行上の前提条件や通常業務実施の是非等の点で、市防災計画とは異なる計画となっているが、市防災計画を補完し、大規模地震災害時の行政機能の実効性を高めていくものである。

【表 市防災計画と本計画の比較】

	鶴ヶ島市地域防災計画	鶴ヶ島市業務継続計画
作成主体等	作成：鶴ヶ島市防災会議 実施：市、防災関係機関、自治会、市民、事業者等	作成及び実施：市※ ※ただし、関係事業者やその他の防災関係機関等との連携を考慮する。
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	想定しない。※ ※災害対策本部を設置する市庁舎について、代替庁舎の指定は記載あり。	想定する。（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等）
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	応急業務ごとに、3区分の実施時期（初動期、応急期、復旧期）を定める。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。※ ※災害救助従事者用として、職員の食料の備蓄数量目標は記載あり。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。



【図 非常時優先業務のイメージ】

3 基本方針

(1) 計画の基本方針

- ①大規模災害発生時には、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることが市の第一の責務であるため、災害応急対策を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- ②非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。
- ③非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等を確保するため、非常時優先業務をさらに精査するとともに、あらかじめ優先順位を定めておく。
- ④非常時優先業務については平時から各課で理解を深め検証する。その上で全庁的な検討体制で定期的に見直しを行い、実効性を高めていく。

(2) 対象組織

本計画は下記の組織等を対象とする。

総合政策部／総務部／市民生活部／福祉部／健康部／都市整備部／会計課／教育部／
議会事務局／選挙管理委員会／監査委員事務局／農業委員会事務局

ただし、特別休暇（病気休暇・産前産後休暇）及び育児休業中の職員は、その期間中は緊急参集を要しないものとする。

(3) 対象期間

発災から1か月までを目途とする。

(4) 計画の発動基準

鶴ヶ島市において、震度6弱以上の地震が発生した場合（市防災計画に基づく非常体制第2配備）は、本計画を自動発動するものとする。

第2章 被害状況の想定

1 想定災害の設定

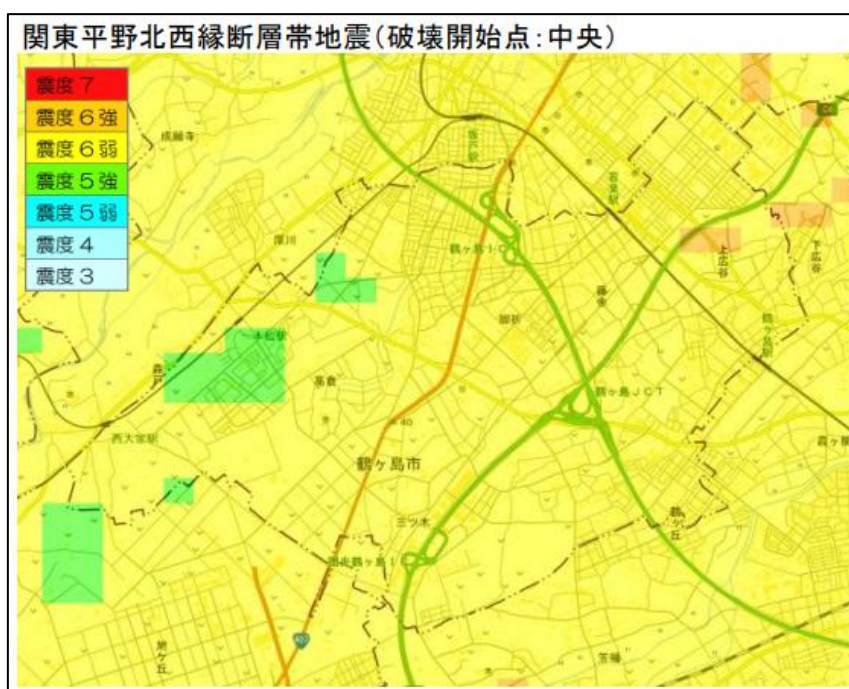
埼玉県は平成24・25年度に地震被害想定調査（以下「県地震被害想定」という。）を実施し、5つの想定地震による被害予測結果を示した。この結果を用いて、市防災計画では、地震災害への対策検討をする上で下記のとおり示している。

この中で、鶴ヶ島市に最も大きな影響を及ぼす地震である「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）」をこの計画の想定とし、地震対策を検討する。

また、鶴ヶ島市の住民が帰宅困難者となる地震としては、「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）」が最大6,041人と最も多くなることから、帰宅困難者への対策については、この人数を前提として対策を検討する。

出典：鶴ヶ島市地域防災計画

一方、本市の水害ハザードマップ及び本市に起こった過去の災害履歴と比較しても、本市の機能上最も影響がある災害（≡市庁舎が最も被害を受ける災害）は、上記の地震災害であると想定される。従って、本計画においては上記の地震災害を想定災害として用いる。



出典：鶴ヶ島市地域防災計画

2 被害状況の想定

表 1-9 地震による被害想定と比較

被害項目		東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震		
					破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南	
最大震度		5強	5強	5強	6強	6強	6強	6弱	6弱	
全壊数(棟)		0	0	0	144	159	128	2	1	
半壊数(棟)		3	1	0	962	1,014	914	45	88	
焼失数(棟)	冬18時	2	2	2	19	20	19	3	4	
	夏12時	0	0	0	5	5	4	0	0	
	冬5時	0	0	0	10	11	9	0	0	
死者数 (人)	冬18時	0	0	0	7	7	6	0	0	
	夏12時	1	0	0	106	109	100	6	12	
	冬5時	0	0	0	183	194	172	8	15	
負傷者数 (人)	冬18時	1	0	1	122	127	116	8	14	
	断水人口(人)	-	3,154	0	1	12,156	14,740	7,298	6,174	6,447
	避難者 数(人)	1日後	6	6	5	821	887	759	33	45
1週間後		冬18時	216	6	5	1,682	1,925	1,272	135	291
1ヶ月後		6	6	5	2,800	3,162	1,822	33	45	
帰宅困難者数(人)	夏12時	4,331	2,697	3,846	5,733	5,733	5,733	5,524	5,466	
		~5,480	~4,549	~5,341	~6,041	~6,039	~6,033	~5,750	~5,750	

※断水人口・帰宅困難者数を除く人的被害(死者数、負傷者数、避難者数)及び消失数における想定風速は8m/sである。

出典：鶴ヶ島市地域防災計画(※数値は県地震被害想定調査による)

(1) 建物被害

地域への影響

県地震被害想定では、市内で159棟が全壊、1,014棟が半壊すると推測されている。

また、「鶴ヶ島市建物倒壊危険度マップ※」によると、脚折町地区の一部と鶴ヶ丘地区の一部に、50mメッシュ内の1割強の建物が倒壊するエリアが存在する。

※マップの作成に用いたデータは、平成19年度の県地震被害想定調査によるものである。

市業務への影響

市庁舎は鉄骨鉄筋コンクリート造で、平成2年に竣工した。施設管理は計画的に行われており、現時点では劣化は進んでいない。また、市庁舎の設計基準としては新耐震基準である。そのため、震度6強から震度7程度の地震に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないとされている。しかし、災害時には、主要構造部である柱・梁・接合部等でひび割れの発生や、外装材の落下が発生する可能性がある。

内部被害としては、天井材や照明器具の落下、固定されていない什器の転倒や書類の散乱、ガラスの飛散、ドアの開閉支障等の発生が想定される。また、エレベーターが停止し、使用不可となる可能性がある。

市庁舎周辺には建物の密集はみられず、市庁舎自体も敷地境界・道路境界に対して十分な距離があるため、延焼火災に巻き込まれる可能性は低いと考えられる。

平時からの執務スペースの整理、耐震対策等を行っておく必要がある。

なお、市庁舎が利用できない場合の災害対策本部の代替活動場所は、鶴ヶ島消防署としている。

(2) 人的被害

地域への影響

県地震被害想定では、市内では死者が11人、負傷者が194人発生すると推測されている（冬5時発災・風速8m/hの場合）。避難者数は発災1日後に887人、1週間後に1,925人、1か月後に3,162人となると想定されている（冬18時発災・風速8m/hの場合）。

市業務への影響

勤務時間内に発災した場合、職員が、転倒した什器への巻き込まれや飛散したガラス等による怪我、什器や書類等の散乱やドアの開閉支障による通行不能、エレベーター閉じこめ等の被害を受けることが想定される。

勤務時間外に発災した場合、職員の被災状況は各自の居所の状況によるとともに、市庁舎参集後には上記に対しての応急的な復旧作業が必要となる。

(3) ライフラインの機能支障

ア 電力

地域への影響

県地震被害想定では、市内では下記のとおり の 停電が発生すると推測されている。

停電は1週間程度継続することが想定される。

【表 鶴ヶ島市内の停電人口・世帯予測 関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）】

発災直後			発災1日後<冬18時・風速8m/s>		
停電世帯数	停電人口	停電率	停電世帯数	停電人口	停電率
3,964世帯	9,999人	14.29%	629世帯	1,585人	2.27%

市業務への影響

市庁舎では、非常用電源により最大78時間程度は電源の確保が可能である（必要最低限の範囲に電力供給した場合）。

非常用電源により、各階の照明は点灯するが、非常用コンセントが使用できる場所は限られているため、電力を必要とする業務は場所が限定される。

また、市庁舎防災倉庫ではLPガス発電機を2台備えている。

⇒【資料編】庁舎非常用コンセント位置図

⇒【資料編】市役所備蓄倉庫（公用車駐車場内）在庫一覧表

イ 上下水道

地域への影響

配管の損傷や停電による断水や機能障害が発生する。

上水道が利用できない期間は1週間程度継続し、下水道が利用できない期間は1か月程度継続することが想定される。

(7) 上水道

上水道については、県地震被害想定では、市内では下記のとおり断水が発生すると推測されている。

【表 市内の配水管・断水予測 関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）】

発災1日後				
被害箇所数	被害率	断水世帯数	断水人口	断水率
18か所	0.12か所/km	5,843世帯	14,740人	21.1%

(4) 下水道

下水道については、県地震被害想定では、市内では下記のとおり断水が発生すると推測されている。

【表 市内の管渠被害・機能支障人口予測 関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）】

被害延長	被害率	機能支障人口
48km	23.9%	11,099人

市業務への影響

上水道は、断水となる可能性がある。市庁舎には受水槽（68m³）・高架水槽（17m³）があり、最大2日間程度は上水の確保が可能である（水道、トイレ等の平常時での使用状況で算定）。

下水道は、市庁舎では合併処理浄化槽を使用しているため、損傷がなければ下水の使用は可能である。損傷の場合は、当面の間、携帯トイレ、簡易トイレ等の備蓄による対応となる。

ウ ガス

地域への影響

低圧ガスは安全装置が作動し、供給が中断される可能性がある。県地震被害想定では、市内で下記のとおり都市ガス（低圧）被害が発生すると推測されている。

利用支障は1か月程度継続することが想定される。

【表 市内の都市ガス被害予測 関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）】

供給停止件数	供給停止率
11,735 件	100.0%

市業務への影響

都市ガスは安全装置の作動により、一時的に供給が遮断される。市庁舎内の配管※の被害状況と、復旧作業者の確保状況によるが、復旧には即日から1か月程度を要すると想定される。

なお、市庁舎での都市ガス利用は主に給湯である。

※市庁舎への供給管は耐震用の管が使用されているため、引き込み部分に関しては、震度6強の地震での被害は小さいと思われる。

エ 通信

地域への影響

固定電話は地域中の電話が殺到し、輻輳が発生する。県地震被害想定では、市内で下記のとおり不通回線被害が発生すると推測されている。

電話回線の不通は、1週間程度継続することが想定される。

また、携帯電話も同様に、輻輳が発生し、一時的につながりにくくなることが想定される。

インターネットは、ケーブル管等の破断が発生した場合、不通となる。利用できない期間は、1週間程度継続することが想定される。

【表 市内の不通回線被害予測 関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）】

＜冬 18 時風速 8 m/s＞	
不通回線数	不通率
43 件	0.14%

市業務への影響

各種電話は、周辺地域の停電、断線及び輻輳で通信不良になることが想定される。庁内で防災時にも比較的利用可能であるものは、災害時優先電話、停電対応電話である（ただし、これらは発信先も受信できる状態にあることが必要である。）。

無線通信としては移動系防災行政無線、IP無線機及びデジタル無線機が利用可能である。

クライアントパソコン、プリンターの落下転倒により、機器が損傷する可能性がある。

情報システムへの影響としては、サーバーは外部の耐震構造施設内に設置の上、通信回線を冗長化している。電力※と通信回線が確保され次第利用可能である。UPS（無停電電源装置）により、急な停電から機器やデータを保護可能である。

※市庁舎は非常用電源により78時間程度の電力確保が可能である。

災害時優先電話

大規模災害が発生すると、被災地への安否確認などにより、通信設備の許容範囲を超え、電話がかかりにくくなる。その際であっても、災害時の救援・復旧活動や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、電気通信事業法に基づき、NTT東日本があらかじめ指定している電話が災害時優先電話である。

本市では、災害時に、次の8回線を使用することができる。ただし、災害時に優先的に利用できるのは、発信時のみである。

【表 災害時優先電話】

電話番号	管理場所
049-271-1190	3階危機管理課協FAX
049-271-1191	3階危機管理課協FAX
049-271-2005	警備室
049-271-2010	危機管理課
090-8747-7429	資産管理課
090-8747-7430	資産管理課
090-8747-7431	資産管理課
090-5587-4128	資産管理課

災害時専用電話

災害時には、庁議室内設置のモジュラーコードから、次の7回線を使用することができる。ただし、多機能電話機のみ使用可能となるため、福祉政策課、総務人権推進課、議会事務局及び教育総務課に設置している多機能電話機を電話線ごと移設する必要がある。このほか、多機能電話機は、資産管理課にて予備機を2台保有している。

この設置により、市民、関係機関等の外部からの多数の電話を受電することができる。

【表 災害時専用電話】

内線番号	381、382、383、384、385、386、387
------	-----------------------------

全庁停電時の使用可能な電話回線

庁舎の自家発電設備が稼働せず、電力がゼロの場合であっても、次の2回線は、使用することができる。

この場合は、市役所代表電話番号に電話した場合、危機管理課の多機能電話及び警備室にある多機能電話に着信する。

なお、この電話を用いて、発信した場合、相手方に通知される番号は、代表電話番号ではなく、発信した電話番号の通知となる。

【表 全庁停電時の使用可能な電話回線】

電話番号	管理場所
049-271-2005	警備室
049-271-2010	危機管理課

【表 移動系防災行政無線】

配備施設名	配備無線機	情報連絡拠点
危機管理課	つるがしま 1 (移動系)	
道路建設課	つるがしま 2 (移動系)	
道路建設課	つるがしま 3 (移動系)	
富士見市民センター	つるがしま 4 (移動系)	
東市民センター	つるがしま 5 (移動系)	
南市民センター	つるがしま 6 (移動系)	
大橋市民センター	つるがしま 7 (移動系)	
西市民センター	つるがしま 8 (移動系)	
北市民センター	つるがしま 9 (移動系)	
女性センター	つるがしま 10 (移動系)	
鶴ヶ島第一小学校	つるがしま 11 (移動系)	女性センター
鶴ヶ島第二小学校	つるがしま 12 (移動系)	南市民センター
新町小学校	つるがしま 13 (移動系)	西市民センター
杉下小学校	つるがしま 14 (移動系)	東市民センター
長久保小学校	つるがしま 15 (移動系)	北市民センター
栄小学校	つるがしま 16 (移動系)	富士見市民センター
藤小学校	つるがしま 17 (移動系)	南市民センター
南小学校	つるがしま 18 (移動系)	大橋市民センター
鶴ヶ島中学校	つるがしま 19 (移動系)	女性センター
藤中学校	つるがしま 20 (移動系)	南市民センター
富士見中学校	つるがしま 21 (移動系)	富士見市民センター
西中学校	つるがしま 22 (移動系)	西市民センター
南中学校	つるがしま 23 (移動系)	大橋市民センター
鶴ヶ島海洋センター	つるがしま 24 (移動系)	南市民センター
若葉駅前出張所	つるがしま 25 (移動系)	
老人福祉センター	つるがしま 26 (移動系)	
鶴ヶ島清風高等学校	つるがしま 27 (移動系)	女性センター
保健センター	つるがしま 28 (移動系)	

【表 IP無線】

配備施設名	配備無線機の数
危機管理課	10台

【表 デジタル無線】

配備施設名	配備無線機の数
道路建設課	5台

オ 交通支障

(7) 道路

地域への影響

市役所から五味ヶ谷地区又は富士見地区へ通行するためには、東武東上線の踏切を通過する必要がある。この東武東上線の踏切が長時間閉鎖された場合は、市道547-1号線（富士見通り線）の富士見アンダーパスのみが通行できることとなるため、通行車両が集中し、渋滞が予想される。

また、東武越生線の踏切が長時間閉鎖された場合は、市役所から羽折町地区、下新田地区又は上新田地区の一部への通行が遮断されることが予想される。

道路沿いの建築物やブロック塀の倒壊等によって車両が通れない事態等は想定される。また、急激な揺れを受け、走行中の車の事故も想定される。緊急車両の増加や車での避難者の発生によって、交通渋滞の発生も想定される。

市業務への影響

勤務時間外に発災した場合、車で通勤している職員は、交通渋滞又は通勤経路の踏切による分断によって、参集が遅れる可能性がある。

平時から、徒歩等（徒歩、自転車又はバイク）による参集や迂回路を想定しておく必要がある。

(1) 鉄道

地域への影響

市内には、東武東上線及び東武越生線が走っており、首都圏へ通勤・通学する市民の貴重な足となっているため、両線の早期復旧は重要となる。また、市外から市内に通勤・通学している人の帰宅困難者も想定される。

鉄道会社各社の基準によるが、一般的には震度4以上で電車は運転見合わせとなる。

また、県地震被害想定では、過去の災害事例から震度6強以上で脱線の危険性があるとされている。市内においては、震度6強以上が予測されるエリア内に鉄道路線はないが、地震を受け、電車の運転が見合わせられることが想定される。これにより、帰宅困難者が発生し、駅及びその周辺は人の滞留が起こる。

市業務への影響

鉄道で通勤している職員の参集が、大幅に遅れることが想定される。

平時から、徒歩等（徒歩、自転車又はバイク）による参集を想定しておく必要がある。

3 発災条件の設定

本市の行政能力が最小になる時間帯は、職員の参集が難しくなる夜間や休日が想定される。

一方、県地震被害想定によると、本市において、想定災害の地震による被害が最も大きくなる時間帯は、冬季の朝に発生した場合であり、これに次いで、冬季の夕方に発生した場合が大きくなっている。

以上のことから、本計画では発災条件としては休日の夜間（21時）を想定するが、被害想定は最大値を見込むこととし、異なる時間条件や風速条件下の数値でも検討するものとする。

【表 発災条件ごとの困難状況】

		朝	昼	夕方	夜
平日	参集	やや難	(勤務時間内)	やや難	最難
	被害	最大		大	
休日	参集	難	難	難	最難
	被害	最大		大	

※参集の難易度は、勤務時間帯であるかどうか、日が出ているかどうか（冬季）を考慮し表した。

※被害の大小は、県地震被害想定 of 調査時間帯（冬季）を表した。

第3章 業務継続体制と必要資源

1 権限者不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(1) 権限者不在時の明確な代行順位

市域内で災害が発生又は発生するおそれのある場合には、鶴ヶ島市災害対策本部条例（昭和39年8月1日条例第18号）及び災害対策本部等に関する要綱（昭和49年8月2日告示第20号）の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

災害時において権限者が不在で連絡が取れない場合においては、災害対策本部等に関する要綱及び鶴ヶ島市事務決裁規則（平成3年3月30日規則第9号）の代決規定により、次の順によりその権限を代行するものとする。

【表 権限代行者の考え方】

	権限者	権限代行者
災害対策本部設置時	本部長 (市長)	第1次：副本部長（副市長） 第2次：教育長
	副本部長	総務部長
	部長	所管の課長
	課長	グループリーダーに指定された主幹又は主査。ただし、グループリーダーを置かない場合には、事務を所管する主幹又は主査。

(2) 職員の参集体制

市域内で災害が発生又は発生するおそれのある場合には、職員の迅速な行動を促すための「鶴ヶ島市職員緊急参集マニュアル」を活用して、配備体制に応ずる職員の参集を実施する。

令和4年8月、対象職員全員に対して勤務時間外の発災を想定したアンケート調査を行い、その結果を基に、各職員の住居から参集場所までの距離と参集手段に応じた参集予測を行った。

距離と参集手段による単純計算値では、9割を超える職員が12時間以内に参集可能ではあるが、初動時に避難所開設・運営に携わる職員（地域対応部職員等）が存在するため、正味の参集率としては次表「<参集条件なし>」のとおりである。

また、参考として、①家族等の援護が必要となることが想定される職員、②参集場所までの道路が寸断される可能性のある職員、③住居の竣工年・建築構造等を基に参集が不可能であると予測される職員を考慮した参集予測も行ったところ、次表「<参集条件付き>」に示したとおり参集率は大きく低下した。あくまでも悪条件が重なった場合であり、また、これらは職員個人での解決が容易ではない事由である。部局によっては、当日中に対応すべき非常時優先業務が少ないところもあるため、配備体制の調整等の検討が求められる。

⇒【資料編】職員参集予測

課題	○参集不可能リスクに備えた配備体制の検討
----	----------------------

【表 職員の参集予測（令和4年度調査）】

＜参集条件なし＞

部	課	参集可能職員数(人)												課・施設 職員総 数(人) 【★】	参集率 (時間ごとの人数÷【★】)			
		参集場所に集合できるまでの時間(単位:時間)													小計	1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
総合政策部		8	12	10	1	1		1						33	41	20%	73%	80%
総務部		6	25	5		1	1	1					1	40	61	10%	59%	66%
市民生活部		5	17	7		2	1		1				1	34	44	11%	66%	77%
福祉部		13	24	11	10		1	2						61	80	16%	60%	76%
健康部		11	16	6	5	1		1					1	41	56	20%	59%	73%
都市整備部		11	13	2	1		2		1					30	38	29%	68%	79%
会計管理者	会計課		1	1										2	4	0%	50%	50%
教育部		5	7	5	2	3	1	2						25	38	13%	45%	66%
監査委員	監査委員事務局		1	1										2	3	0%	67%	67%
農業委員会	農業委員会事務局		3											3	3	0%	100%	100%
議会事務局	議事課		1	1										2	4	0%	50%	50%

273 372

＜参集条件付き＞

部	課	参集可能職員数(人)												課・施設 職員総 数(人) 【★】	参集率 (時間ごとの人数÷【★】)			
		参集場所に集合できるまでの時間(単位:時間)													小計	1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
総合政策部		3	5	5										13	41	7%	32%	32%
総務部		4	11	2										17	61	7%	28%	28%
市民生活部		3	9	1		1								14	44	7%	30%	32%
福祉部		10	9	5	1									25	80	13%	30%	31%
健康部		7	10		1									18	56	13%	30%	32%
都市整備部		8	10	1										19	38	21%	50%	50%
会計管理者	会計課		1	1										2	4	0%	50%	50%
教育部		1	1	1	1									4	38	3%	8%	11%
監査委員	監査委員事務局		1											1	3	0%	33%	33%
農業委員会	農業委員会事務局		1											1	3	0%	33%	33%
議会事務局	議事課		1											1	4	0%	25%	25%

115 372

※「参集場所に集合できるまでの時間」については、発災直後の0.5時間後から職員が移動を始められるものとした上で、「0.5時間」+「職員の参集場所までのkm数」÷「参集手段による時速の値（徒歩は2.5km/h、自転車は8.0km/h、バイクは15.0km/h）」として算出している。

※本表は、課の非常時事務執行人数を集計するものであるため、本部員である各部局の部長職級職員は除いている。

※参集可能な職員は12時間以内に全員が参集可能であるため、表は12時間までの枠としている。

※本表は、各時間帯での各課(班)・各施設の業務を実施できる職員数を示す目的から、災害対策初動要員・地域対応部職員に該当する職員(施設職員を除く。)の参集想定を省略している。

※＜参集条件付き＞は、次の設問に対し該当回答者を参集不可能職員として除外したものである。①「あなたの家族のうち、大規模震災時に援護が必要となることが想定される方(介護が必要な方、妊婦、小学生以下の子ども)はいますか。また、あなた以外にその家族の面倒をみることができる人はいますか」→「援護が必要な家族がいて、自分しか面倒をみることができない」／②「大規模災害時に参集場所までの道路が倒壊物や土砂で寸断され、代替手段(う回路等)が確保できず、参集場所にたどりつけなくなる可能性はありますか」→「ありうる」／③「現在の住居は、下記のどの区分ですか」→「竣工年が1982(昭和57)年以前(木造、非木造共)」

※上記表では、「選挙管理委員会」は「総務部」に算入している。

(3) 業務の実施体制

災害発生直後に非常時優先業務の実施体制を確保するためには、必要な人員の確保と適切な配置が不可欠である。特に、想定する地震が、夜間・休日の勤務時間外に発生した場合は、迅速な職員の安否確認及び参集状況の把握が求められる。

ア 必要人員数の確保

職員は、参集状況に応じて優先度の高い非常時優先業務に取り組むものとする。職員数の不足が見込まれる中、非常時優先業務を迅速かつ的確に遂行するためには、必要な人員の確保と適切な配置を行う必要がある。

- ・ 休日・夜間の勤務時間外の参集に当たっては、「鶴ヶ島市職員緊急参集マニュアル」を徹底し、初動体制の人員確保を図る。
- ・ 各課において、非常時優先業務に係る要員をあらかじめ指定する。また、発災直後の職員の行動を明確化するとともに、いち早く参集可能な人員の把握と職員の安否確認を行う。

イ 職員の安否確認体制の確立

必要な人員の確保と適切な配置を行うためには、職員の安否確認を速やかに実施する必要がある。

- ・ 職員の参集の可否及び安否のとりまとめは、通常組織における各課・出先機関が行うものとする。主管課長は、課内職員のとりまとめを行うものとし、課内職員の参集の可否及び安否を把握し、災害対策本部（本部班・人事課）に報告（発災から1時間経過ごと）する。
- ・ 主管課長は、課内の職員の電話、メール等の連絡先を把握し、課内の職員にあらかじめ報告方法を周知するとともに、常に安否確認ができる連絡体制を構築しておく。

(4) 職員の応援体制

災害対策本部の判断、各部・班の応援要請に基づき、職員の参集状況、担当する業務に必要な資格や経験等の人的資源を勘案し、非常時優先業務ができるよう、人員の把握、方針の確認、職員配置及び準備を行う。

【受援・応援の実施手順】

ア 応援の必要性の把握

災害対策本部本部員の各部長は、応援を必要とする業務と大まかな必要人員を把握する。

イ 応援の要請

災害対策本部本部員の各部長は、本部（直轄）部長（総務部長）に応援を要請する。

ウ 具体的な調整

本部（直轄）部長（総務部長）は、要請を受け、応援する部、応援する職員数、業務内容、応援期間等具体的な調整を実施する。

エ 応援の決定

本部長（市長）は、本部（直轄）部長（総務部長）の調整結果を受け、応援の実施を検討・決定する。

オ 応援部と受援部の調整

応援実施の決定を受け、応援する部は、応援を受ける部と人選等具体的な調整を実施する。

カ 職員の応援の実施

応援する部は、応援を受ける部との調整に基づき、職員の応援を実施する。

課題	○職員の参集体制の確立 ○業務委託先職員及び派遣業務契約職員の参集体制の確立 ○会計年度任用職員の参集体制（非常時優先業務の対応）
----	---

2 市庁舎等が使用できなくなった場合の代替施設の特定

第2章で言及したとおり、市庁舎は想定する地震により被災した場合も、非常用電源により発災後3日程度は利用可能である。しかし、被災の度合いが想定よりも大きく市庁舎が利用不可能となる可能性や、大きな被災は免れてもライフラインの復旧遅延により長期的な執務スペースの確保が困難になり、業務の開始・再開に支障が起こる可能性もある。

災害対策本部は市防災計画に基づき、鶴ヶ島消防署を代替活動場所としているが、そのほかに執務可能となる代替施設については次の候補地から検討を行う。

また、出先機関についても、万一の施設倒壊に備え、代替施設候補を検討するものとする。

【表 代替施設一覧】

施設	建築年 (竣工)	階数	床面積 (㎡)	建物非常用 自家発電設備
市庁舎	H2	6	11,728	78時間(軽油)
女性センター	S63	2	1,799	—
若葉駅前出張所	H16	2(1)	303	—
東市民センター	S56	2	2,016	—
南市民センター	S59	2	1,031	—
北市民センター	S61	2	1,456	—
脚折児童館				
富士見市民センター	S62	2	1,495	—
大橋市民センター	H3	2	2,096	—
西市民センター	H14	2	2,862	—
農業交流センター	H10	1	720	—
鶴ヶ島保育所	H10	2	1,313	—
発育支援センター				
富士見保育所	H27	1	1,092	—
保健センター (感染症対策課)	H4	2	1,581	—
教育センター				
運動公園管理事務所	H14	1	266	—
鶴ヶ島海洋センター	S57	1	1,102	—
学校給食センター	H25	2	3,559	—

⇒【資料編】公共施設状況整理シート

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○代替施設候補の拡充 ○設備の強化（ファイリングキャビネット、コピー機等の転倒防止対策） ○業務遂行のための必要資源の明示化
----	--

3 電気、水、食料等の確保

災害時であっても必要な非常時優先業務を開始・再開するためには、職員のために必要な資源設備を確保する必要がある。

その中でも、各課に共通して必要な電気、水、食料等については、下記のとおり備蓄している。

(1) 電気

第2章で言及したとおり市庁舎では、非常用電源により、最大78時間程度は電源の確保が可能である。電力の供給場所は制限があるため、3日以内に開始・再開が必要な業務がある課については、業務実施場所の検討や同階の他課との協議が必要である。

このほか、市庁舎用として、発電機を配備している。

災害救助従事者用 (380人分)	非常用電源	1台(軽油)
	ガス式発電機(市庁舎用)	2台

⇒【資料編】庁舎非常用コンセント位置図

⇒【資料編】公共施設状況整理シート

(2) 職員用非常食・飲料水

職員用の非常食の備蓄目標量は、災害救助従事者用として市防災計画に定めており、現在市庁舎の備蓄倉庫内に必要数量を確保している。職員用の飲料水についても、同備蓄倉庫内に一定量を確保している。

なお、避難者用は、各避難所に別途必要量を確保している。

災害救助従事者用 (380人分)	食料	3,420食以上
	水(3日分・1日3リットル)	3,420ℓ以上

⇒【資料編】市役所備蓄倉庫(公用車駐車場内)在庫一覧表

(3) その他の資源

ア 水道・トイレ

第2章で言及したとおり、上水道が停止した場合でも、受水槽・高架水槽からの供給により、水道・トイレの使用可能日数は、約2日間は確保可能である(平常時での使用状況)。

また、市庁舎の備蓄倉庫内には、携帯トイレや簡易トイレも備蓄している。

災害救助従事者用 (380人分)	携帯トイレ	1,150袋
	簡易トイレ	39台

⇒【資料編】市役所備蓄倉庫(公用車駐車場内)在庫一覧表

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○発災後3日間の業務場所の検討と調整 ○出先機関の電力確保(代替施設の選定含む。) ○出先機関での備蓄の確保(市庁舎からの配送体制の確立含む。)
----	--

4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

大規模災害発生時は、断線や輻輳による通信規制により固定電話・携帯電話が使用できなくなることが想定されるため、災害時でも使用可能な通信手段の確保が必要である。

市では、現状として、下記の通信手段がある。

【表 災害時でも使用可能な通信手段の一覧】

通信手段	状 況
防災行政無線 (固定系・移動系)	固定系に関しては、令和2年度にデジタル化し運用している。市庁舎に親局、一部出先機関に子局を設置している。 移動系については、アナログ回線及びデジタル回線である。
公衆電話	災害時には災害時優先電話となり、一般加入電話と比較すると使用可能性が高い。市庁舎と一部出先機関に設置している。
I P無線機	I Pとは、インターネット・プロトコル (Internet Protocol) の略称。携帯電話のデータ回線を用いて通信する無線機である。令和5年度配備による運用である。
デジタル無線機	デジタル無線機は、電波を「デジタル方式」で発信する無線機である。平常時は、道路建設課にて使用している。
災害時優先電話	N T T東日本から指定されている8回線を使用することができる。
災害時専用電話	多機能電話機にて7回線使用することができる。
全庁停電時の電話	電力がゼロの場合でも、2回線使用することができる。

※P10～13参照。

※上記のほか、特に市民へ向けた情報発信手段としては、緊急速報メール（エリアメール）、市公式HP・SNS・メールマガジン等がある。

課題	○通信設備の拡充 ○職員における通信設備機器使用方法の習熟
----	----------------------------------

5 重要な行政データのバックアップ

庁内及び出先機関の業務上必要なデータは、情報推進課の管理によりサーバーでバックアップされている。これらは「鶴ヶ島市ICT部門の業務継続のための基礎的対策計画（ICT-BCP）」に基づき、大規模災害時においても適切な管理がなされるよう、同課により体制が整えられている。

ただし、現状として、一部の課では上記のサーバーに接続されていないパソコンの使用や、別保存媒体での情報管理が行われている。これらの情報管理については、大規模災害時においても業務の継続に支障がないような対策が必要である。

課題	○サーバー非接続データの管理方針・対策の検討
----	------------------------

6 非常時優先業務の整理

(1) 非常時優先業務の整理方法

大規模災害時に、各課がどの業務をいつから開始・再開すべきか、そのための課題の把握と対策を検討するため、非常時優先業務調査シートを用いて、課及び出先機関ごとに精査を行った。

検討の対象とする業務は、応急業務については基本的には市防災計画に記載のもの、通常業務については例年各課が作成する課業分担表に記載のものとした。

ア 具体的な被害想定（作成方法）

震度6強の大規模地震があり、多数の安否確認を要しながらも救急車・消防車等の緊急車両が迅速に到着できない状況、在宅生活できない市民が多数発生し、避難所を開設していく状況等においても、市として行うべき業務について検討した。

イ 優先区分・目標時間

各業務の開始・再開時期の検討においては、AからEの優先区分を定め、人命・財産・社会経済・市政等への影響に鑑みて対応すべき具体的な時期を業務開始目標時間として示した。

【表 非常時優先業務の優先区分と業務開始目標時間】

優先区分		業務開始目標時間	時期		
非常時優先業務	A	災害発生時、当日中に行わなければならない業務	直ちに／1時間以内／3時間以内 ／12時間以内／24時間以内	応急業務	通常業務
	B	災害発生時から3日以内に行わなければならない業務	3日以内		
	C	災害発生時から1～2週間以内に行わなければならない業務	1週間以内／2週間以内		
	D	災害発生時から1か月以内に行わなければならない業務	1か月以内		
	E	休止・延期する業務（＝非常時優先業務ではない業務）	-		

(2) 非常時優先業務の整理結果

非常時優先業務について、班・部局別の優先区分を整理した結果は、次表のとおりである。

【表 非常時優先業務の優先区分の内訳（令和4年度調査）】

班・部局	A	B	C	D	(E)	計
応急業務						
本部班	33	16	0	0	0	49
税務班	5	3	4	0	0	12
市民班	9	3	1	0	0	13
市政広報班	17	6	1	0	0	24
施設班	9	1	0	0	0	10
避難所運営班	12	7	0	0	0	19
生活環境班	5	12	1	0	0	18
商工農政班	8	8	1	0	0	17
生活救護班	19	11	6	0	0	36
市民相談班	10	3	1	0	0	14
医療救護班	10	6	3	0	0	19
都市計画班	7	4	5	1	0	17
土木班	13	1	0	0	0	14
学校班	9	4	4	0	0	17
生涯学習班	10	1	1	0	0	12
出納班	5	2	0	0	0	7
協力班	7	1	0	0	0	8
応急業務 計	188	89	28	1	0	306
通常業務						
総合政策部	7	4	21	25	213	270
総務部	20	7	31	77	171	306
市民生活部	6	2	5	20	218	251
福祉部	26	1	12	139	208	386
健康部	7	1	10	216	123	357
都市整備部	0	0	1	25	158	184
会計課	0	1	7	3	10	21
教育部	0	1	2	172	395	570
議会事務局	0	0	0	13	9	22
選挙管理委員会 ※	0	0	0	5	5	10
監査委員事務局	0	0	0	0	9	9
農業委員会事務局	0	0	0	1	29	30
通常業務 計	66	17	89	696	1,548	2,416
合計（非常時優先業務 計）						
非常時優先業務 計	254	106	117	697	1,548	2,722

※ 選挙管理委員会は兼務の組織であり、総務部内の一部職員で構成されている。

(3) 各課・出先機関ヒアリング

非常時優先業務調査シートは、全庁が同じ認識に基づいて各業務の優先区分を判定し、作成する必要がある。このため、各課及び出先機関が非常時優先業務調査シートを作成した後、危機管理課による各課・出先機関ヒアリングを実施し、各業務の確認作業を実施した。

また、非常時優先業務調査シートの確認のほか、災害対策等についても、併せてヒアリングを実施した。その結果の概要は次のとおりである。

ア 緊急連絡網の整備状況

全ての課・出先機関が緊急連絡網を整備しているほか、メールやラインを活用し、複数の伝達手段を確保している。

イ 災害事案に応じた自動参集

災害対応を中心的に行う部署では、震度4以上で自動参集する取り決めをしている。そのほか、施設管理者においては、自動参集ではないものの、各自被害確認を行うこととしている。

ウ 災害時の連絡すべき関係機関

全庁的に、情報システム、建物設備等の復旧関係機関の緊急連絡先を把握している。特に、災害対応を中心的に行う部署では、関係機関とのホットラインを整備している。

エ 要員確保のための事務マニュアルの整備

全庁的に、システム操作マニュアルのほか、主要な業務において事務マニュアルを作成している。要員が確保できないときは、これをもとに他部署へ応援要請する。

オ 施設・設備の鍵の共有

全庁的に課内職員が鍵の場所を情報共有し、出先機関は庁舎内の関係課とも共有している。このため、一部の職員が被災し、参集できなくても、業務に支障はない。

課題	<ul style="list-style-type: none">○電力やシステムを必要とする業務については、対応可能な代替手段を検討する。○必要な関係機関への連絡先を明示し、課内全員に共有する。○施設や避難所の鍵は、災害時に迅速に開錠ができるよう、管理方法を共有する。○各種対応について、Web会議・電話等での情報交換手段を想定しておく。○各課内職員間の緊急連絡網について、電話回線、ライン等による伝達が確実に行われるよう利用訓練を行う。○重要な設備機器は固定し、災害時の損傷を防ぐ。○業務マニュアルを作成・共有し、代理者による業務遂行をしやすいとする。特に資格や特殊な技能が必要な業務は対象者が参集できない場合を想定し、他部署等に在籍する有資格者等への迅速な応援要請などを検討する。
----	--

⇒【資料編】非常時優先業務調査シート（応急業務）

⇒【資料編】非常時優先業務調査シート（通常業務）

7 現状と課題

(1) 市庁舎等の耐震化

非常時優先業務遂行の拠点となる市庁舎等の安全を確保することが必要である。

市庁舎については、 I_s 値が 0.9 以上あることから、地震により庁舎が倒壊又は崩壊する危険性は非常に低い。

※ I_s 値（構造耐震指標）とは、建物の耐震指標を示す指標である。 I_s 値 0.6 以上であれば、震度 6～7 程度の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いとされる。

(2) 市庁舎の点検体制

非常時優先業務の実施拠点として、庁舎の安全確認を行う必要がある。市庁舎をはじめ、職員が勤務する施設は、想定する地震により倒壊する可能性は低いが、非常時優先業務に従事するための執務スペースを確保するに当たり、その後の地震発生も想定した上で十分に安全確認を行う。

(3) 執務環境の確保

ガラスの破損やオフィス家具等の転倒により、職員の身体に危険が生じる。執務の被害を軽減するため、あらかじめ、ガラスの飛散防止措置やオフィス家具等の転倒防止措置の実施等、執務環境を確保する。

(4) 停電時の電源確保

業務継続に必須の資源である照明やパソコン等は、電力の供給に依存するため、商用電源が停止した場合における非常用電源の確保が極めて重要である。

市庁舎については、非常用電源設備があるが、供給力が限られていることから、停電時において稼働させる機器を限定する必要がある。また、運転時間にも限りがあることから、燃料の供給について、石油小売事業者との災害時応援協定を活用するなど、燃料を確保するための迅速な体制が必要となる。

(5) 情報システムの早期復旧体制の確立

住民サービスに関わる大半の業務は、情報システムで運用しており、システムやネットワークの中断は、各課の業務継続に多大な影響を与えるため、耐震化対策はもとより、想定被害や停電時に対する代替策や早期復旧体制を構築しておくことが重要となる。

このため、「鶴ヶ島市 ICT 部門の業務継続のための基礎的対策計画（ICT-BCP）」に基づき、情報システムの耐震化、非常用発電機による同システムの運用継続体制及び外部業者との早期復旧体制を確立しておく必要がある。

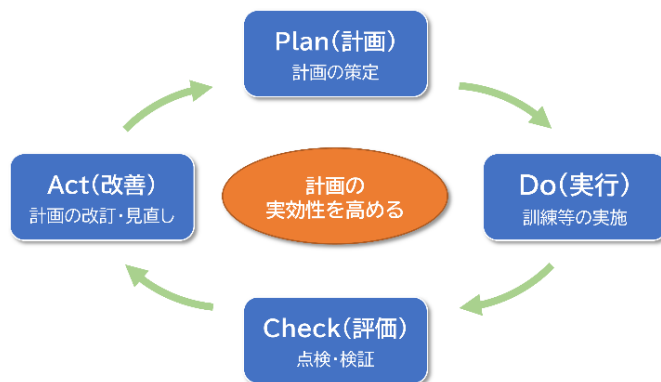
(6) ネットワーク環境の冗長化

災害時でも確実に連絡をとりあえるように、ネットワーク通信回線を冗長化することが重要である。また、非常用発電機用の燃料供給体制を整備する等、長時間停電に強いシステムを構築する必要がある。

第4章 計画の推進

1 計画の点検・見直し

業務継続計画は一旦策定すれば完了というものではない。本計画の実効性を確認し、高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、そのためには、教育や訓練の計画等を策定し、これに従い着実に実施することが必要である。



【図 PDCAサイクルによる継続的改善】

2 実施体制

計画全体に関わることは危機管理課が中心となり、全庁的な体制（検討委員会等）により定期的な点検・見直しを行うが、各課での業務に関することは基本的には各課が主体的に、各課内での現状・課題・対策を定期的に検討し、本計画の実効性を高めていくものとする。

特に、非常時優先業務は各課の課業と紐づいているため、課業の更新が行われる時期には、課内で非常時優先業務の執行に影響がないか点検・見直しを行うものとする。その際、他課等との調整が必要な業務の優先度の設定についても検討が必要となる。

また、職員の異動や環境変化等、職員の参集想定に影響を及ぼす変化があった場合にも、各課において時期を見定め点検・見直しを行うものとする。

【表 各組織の役割と実施時期の目安】

全庁	各課
本計画の推進共有 <ul style="list-style-type: none"> ● 訓練の実施／毎年 ● 課題の共有／毎年 ● 本計画改定時の承認／適宜 	課内体制の管理 <ul style="list-style-type: none"> ● 非常時優先業務となる課業の更新／毎年 ● 非常時優先業務の優先度の見直し、課題把握とその対応策の検討／適宜 ● 所属職員の環境変化の把握（特に、参集予測の実施）／適宜 ● 対応策についての進捗状況の把握／適宜
危機管理課	
本計画の全体的な管理 <ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況の想定の見直し／適宜 ● 検討委員会会議の開催／適宜 ● 各課への各種更新の呼びかけととりまとめ／毎年 	

■職員参集予測

■庁舎非常用コンセント位置図

■公共施設状況整理シート

■市役所備蓄倉庫（公用車駐車場内）在庫一覧表

■非常時優先業務調査シート（応急業務）

■非常時優先業務調査シート（通常業務）

